

## 議案第161号

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(以下「旧条例」という。)第2条から第5条まで並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大阪市条例第89号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第2項及び第3項の規定」を「第5条の規定並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。)による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条から第4条まで及び平成25年改正条例附則第3項の規定の例」に、「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に、「平成18年改正条例附則第2項及び第3項」を「平成25年改正条例附則第3項」に改める。

附則第3項中「より新条例」を「より職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第84号）による改正後の職員の退職手当に関する条例」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員の退職手当の算定方法に係る経過措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるの  
で、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(平成19年大阪市条例第39号) (抄)

### 附 則

(施行期日)

#### 1 省 略

(経過措置)

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間並びに同日における給料月額及び年齢を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条から第5条まで並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大阪市条例第89号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第2項及び第3項の規定並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。）による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条から第4条まで及び平成25年改正条例附則第3項の規定の例により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）が、新条例 第1条の4から第5条の2まで 職員の退職手当に関する条例

並びに平成18年改正条例附則第2項及び第3項の規定により計算した退職手当の額（以下「新平成25年改正条例附則第3項

条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち、新条例第7条第5項の規定により 新条例 職員の退職手当に関する条例の一部を改正す

第4条の2  
る条例（平成24年大阪市条例第84号）による改正後の職員の退職手当に関する条例

第2項第2号に掲げる期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者又は市規則で定めるところにより市規則で定める期間が職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間

に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として市規則で定める額」とする。

4 - 5 省 略